

## 新潟市制度融資貸付要綱の取扱いに関する要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、商業振興課が所管する制度融資貸付金（以下、「各貸付金」という）の取扱いに関して、各要綱等に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (対象となる制度融資)

第2条 この要領の対象とする各貸付金は、別表第1に定めるものとする。

### (貸付対象者について)

第3条 中小企業特別融資における対象者について、「原則として1年以上継続して同一事業を営む者」とあるものについては、取扱金融機関の判断により、継続して同一事業を営む期間を6か月以上まで短縮することができるものとする。

### (資金使途について)

第4条 資金使途については、当該資金が市内事業所において実施する事業のために使用されるものでなければならない。

### (市税を完納していることの確認について)

第5条 各貸付金の申込時に提出する納税証明書（市制度用）について、申込時点で新潟市外に居住している等の理由により新潟市の納税証明書が発行されない場合は、申込者が居住する市町村から発行される納税証明書を提出するものとする。

2 法人であって、法人設立後間もないことにより新潟市の納税証明書が発行されない場合は、法人代表者の納税証明書を提出するものとする。

### (返済方法について)

第6条 各貸付金の返済方法について、「原則として月賦」とあるものについては、据置期間の範囲内において、一括返済ができるものとする。

### (条件変更について)

第7条 貸付けを受けた者は、貸付けを行った取扱金融機関が適当と認める場合に限り、返済条件の変更を行うことができる。

(1) 条件変更を行うことができるものは、原則として、元金返済猶予、融資期間延長、据置期間延長とする。

(2) 元金返済猶予を行う場合は、猶予期間は1度の条件変更の申請につき12か月以内とする。

(3) 融資期間延長に関して、地方産業育成資金については、要綱で定める期間の範囲内でのみ変更を行うことができるものとする。

2 条件変更を行おうとする者は、別記様式第1号による条件変更承認申請書に金融機関からの条件変更に係る意見書を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請書を受理した場合は、申請の内容を確認し、条件変更

が適当と認めるときは、申請者及び取扱金融機関に対し、別記様式第2号による条件変更承認通知書を交付するものとする。

(利子補給について)

第8条 あんしん未来資金、中小企業開業資金において実施している利子補給の取扱いについては、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

新事業展開資金、あんしん未来資金、地方産業育成資金、一般融資、一般融資（障がい者雇用推進枠）、無担保無保証人融資、小規模企業振興資金、小規模企業振興資金（障がい者雇用推進枠）、経営支援特別融資、中小企業資金繰り円滑化借換融資、中小企業開業資金、工場等新增設資金、設備近代化資金、中小企業振興資金、商店街等活性化対策資金
---

年 月 日

（宛先）新潟市長

住所（所在地）  
 商号（法人名）  
 氏名（代表者名） 印  
 電話番号 （ ）

- 元金返済猶予  
 融資期間延長  
 の承認申請書  
 据置期間延長  
 その他条件変更

年 月 日貸付の（制度名 \_\_\_\_\_）につきまして、  
 下記のとおり承認を受けたいので、金融機関の意見書を添えて申請いたします。

記

融 資 内 容	取扱金融機関	支店		信保の有無	有 ・ 無
	融資額	千円	融資残高	円	
	融資期間	年 月 日 ～ 年 月 日（ か月） <small>（2回目以降の条件変更の場合、直近の融資についてお書きください。）</small>			
	据置期間	年 月 日 ～ 年 月 日（ か月） <small>（2回目以降の条件変更の場合、直近の融資についてお書きください。）</small>			
変 更 内 容	変更する項目	元金返済猶予 融資期間延長 据置期間延長 その他条件変更（ ）			
	変更後の期間	年 月 日 ～ 年 月 日（ か月）			
	変更後 返済方法				
	備考				

※ 添付書類 取扱金融機関の意見書  
 地方産業育成資金は、要綱上の融資期間を超える変更はできません。

様

新潟市長

（担当： ）

条件変更承認通知書

年 月 日付で下記融資対象者から申請のありました条件変更について、  
申請のとおり承認いたしました。

記

制度名				
融資対象者		住所（所在地） 商号（法人名） 氏名（代表者名）		
当 初 ※	融資額	円	信用保証の有無	
	融資期間			
	据置期間			
変 更 内 容	返済猶予期間			
	延長後融資期間			
	延長後据置期間			
	変更後返済方法			
	その他			

※2回目以降の条件変更の場合、直近の融資について記載します。